

議案第30号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年4月26日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

正規・再任用職員を退職し、引き続き会計年度任用職員になる職員の期末手当支給において、規定の整備をするために規則を一部改正する必要性が生じたため、本案を提出する。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附 則

この規則は、令和4年5月1日から施行する。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(支給対象外職員)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 条例第27条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5)・(6) 省略</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和4年5月1日から施行する。</u></p>	<p>(支給対象外職員)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 条例第27条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5) 退職後引き続いて会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月世田谷区条例第21号)の適用を受けることとなった者</u></p> <p><u>(6)・(7) 省略</u></p>